

令和3年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(教育関連)

令和2年8月

大 阪 府

日頃から、大阪府教育行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、大阪の教育力の向上に向けては、2013（平成25）年3月に策定した「大阪府教育振興基本計画」（基本計画）に基づき、様々な取組みを進めてきました。そして、2018（平成30）年度からは、基本計画に掲げる目標の実現とともに、新たな教育課題にも対応できるよう「後期事業計画」を取りまとめ、大阪の教育の一層の充実に向け、取り組んでいます。

そのような中、昨年度末に生じた新型コロナウイルス感染症は、教育現場に対して大きな影響を与えています。大阪府では、政府の緊急事態宣言に先んじ、府立学校全校で臨時休業を開始し、感染拡大の防止、子どもたちの命を守ることを最優先に取り組みましたが、同時に教育の在り方、学びの保障について、改めて考える機会となりました。今後、どのような状況下にあっても子どもの学びが継続できるよう国・広域自治体・基礎自治体が連携し「誰ひとり取り残すことのない教育」に取り組むことが必要です。また、これを契機に、オンライン授業体制の充実など、学校教育活動におけるICTの活用や子どもたちへの支援に向けた取組みを一層、加速化する必要があると考えております。

これらを踏まえ、令和3年度の国家予算編成にあたりましては、国の責任における教育施策の充実・強化をより一層図るとともに、本府の財政状況や課題解決に向けた取組みについて十分ご理解いただき、提案・要望事項の実現のため、格別のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

大阪府知事 吉村 洋文

目 次

新型コロナウイルス感染症対策にかかる緊急要望	1
(1) 学校に対する人的支援等	
(2) 学校に対する感染予防対策等への支援等	
(3) ICT環境の整備等	
(4) 家計が急変した生徒への支援等	
1. 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成【1】【2】【3】	3
(1) 教職員の定数改善	
(2) 教員免許状の再取得要件の厳格化	
(3) 私学助成を受ける幼稚園教諭にかかる処遇改善	
(4) 特別支援教育費補助金の充実	
(5) 人権教育の推進	
(6) 学校図書館・公立図書館の充実	
(7) 文化等に関する教育の推進	
(8) 学校給食、食育の充実	
2. グローバルに活躍する人材の育成【7】	4
英語教育の充実	
3. 家庭の経済状況や地理的条件への対応【14】	5
(1) 私学助成の拡充	
(2) 就学援助制度の充実	
(3) 私立中学校等修学支援実証事業の充実	
(4) 就学支援金制度の見直し	
(5) 高校生等奨学給付金制度の見直し	
(6) 奨学施策の充実	
(7) 高等教育の修学支援新制度（高等教育無償化）の推進	
(8) 生活困窮家庭を中心とした学習支援施策の充実	
4. 多様なニーズに対応した教育機会の提供【15】	7
(1) 支援を必要とする幼児児童生徒の教育環境の充実	
(2) 日本語指導が必要な帰国・渡日児童生徒支援施策の充実	
5. 新しい時代の教育に向けた 持続可能な学校指導体制の整備等【16】	9
チームとしての学校指導体制支援の推進	
6. ICT利活用のための基盤の整備等【17】	9
ICT環境の整備等	
7. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、 児童生徒等の安全の確保【18】【19】	10
(1) 児童生徒の生命・安全に関わる事業の拡充	

- (2) 自然災害にかかる学校施設の安全確保
- (3) 学校及び通学路等における安全管理体制の充実

8. 現場重視の学校運営・地方教育行政の改革・・・・・・・・・・ 11
 県費負担教職員にかかる権限の市町村への移譲

※各項目の【 】数字は、第3期教育振興基本計画における基本施策

新型コロナウイルス感染症対策にかかる緊急要望

(1) 学校に対する人的支援等

新型コロナウイルス感染症対策が年度を越えて必要になった場合、令和2年度補正予算で措置されたスクールサポートスタッフ、学習支援員、加配教員等の人員配置を継続して講じられたい。

あわせて、現在の40人学級では、感染症予防のために児童・生徒間の十分な距離を確保することが困難であることから、少人数編成を可能とするための法的整備及び財源措置を講じられたい。

(2) 学校に対する感染予防対策等への支援等

学校再開等にあたり集団感染対策、また再開後の感染のリスクを最小限にしながら十分な教育活動を継続するため、「学校保健特別対策事業費補助金」が新設されたところであるが、学校における感染予防に有効な保健衛生物品を継続的に確保するため、特に消毒関係等の物品の供給スキームの構築、補助金対象の拡大などの制度充実等、新型コロナウイルス第二波以降に備えた環境整備に必要な財源措置を引き続き講じられたい。さらに学校における消毒・清掃業務の委託について、支援を講じられたい。

新型コロナウイルス感染症により給食が中止されたことによる食材のキャンセルに係る費用については、「学校臨時休業対策費補助金」の適用を4月以降も認められたい。また、学校再開後の保護者負担軽減のため学校設置者が実施する給食費の無償化等、助成制度に対し十分な財政措置を講じられたい。

(3) ICT環境の整備等

コロナ禍におけるオンライン授業体制の構築に向けて、「公立学校情報機器整備費補助金」について高等学校及び支援学校の高等部も補助対象とされたい。また、通信環境等が整っていない家庭に貸与するモバイルルーター等の費用及び通信費について財政措置の拡充を図られたい。

個別最適化された学びを実現するために、希望する学校すべてにICT支援員を配置すること等が必要であり、それらを実施する上で必要な財政措置を講じられたい。

(4) 家計が急変した生徒への支援等

新型コロナウイルス感染症の短期間での収束が見込めないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した生徒への支援等について、引

き続き必要な措置を講じるとともに、専修学校についても大学と同等の措置が講じられるよう財政措置の拡充を図られたい。

1. 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成

(1) 教職員の定数改善

子どもの貧困に起因する学力課題の解消等、地域の実情に応じて様々な教育ニーズや指導の工夫に対応するとともに、学校における働き方改革を進めるため、新たな定数改善計画を策定の上、教職員定数の一層の拡充を行い、必要かつ適切な財政措置を講じられたい。

(2) 教員免許状の再取得要件の厳格化

児童・生徒に対するわいせつ行為は、その人権及び尊厳を踏みにじる決して許すことのできない犯罪であり、児童・生徒の心身に深刻な影響を与え、健やかな成長を著しく阻害するばかりでなく、その家族はもとより地域社会にも重大な影響を及ぼすことから、わいせつ行為により懲戒免職処分を受けた者等が容易に免許状を再取得することができない仕組みを構築されたい。

(3) 私学助成を受ける幼稚園教諭にかかる処遇改善

平成 29 年度から幼稚園教員の人材確保支援にかかる制度が創設されたところであるが、補助対象が給与改善に限られている。幼稚園の置かれた状況は多様であり、給与改善が困難な場合があるため、研修や福利厚生制度等の労働環境整備の取組みなど、給与改善以外の方法により人材確保に取り組む場合についても補助対象とされたい。

(4) 特別支援教育費補助金の充実

私立幼稚園等における特別支援教育を一層推進するため、私立高等学校等經常費補助金（幼稚園等特別支援教育経費）について、障がいのある幼児が 1 人の私立幼稚園等も補助対象とするよう、事業の拡充を図られたい。

(5) 人権教育の推進

すべての人々の人権が尊重され、平和で豊かな社会を実現することは、国と地方公共団体共通の責務であることから、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、地域の実情に応じて、地方公共団体が取り組む人権問題の解決に向けた教育に関する施策に必要な財源措置の拡充を図られたい。

(6) 学校図書館・公立図書館の充実

学校図書館・公立図書館を充実・活性化し、児童生徒や地域住民に多様な書

籍や視聴覚資料などに触れる機会を提供するため、図書資料の購入等にかかる財政支援の充実を図られたい。

また、学校図書館については、読書センター・学習センター・情報センターの機能を充実させるため、司書教諭を専任化できるよう定数措置を講じるとともに、専門人材の配置の拡充を図られたい。

(7) 文化等に関する教育の推進

ア 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の構成資産のうち、国史跡に指定されている古墳については、将来にわたり適切に保護するため、整備活用事業及び公有化事業に対する補助措置の充実を図られたい。

また、世界遺産登録への取組みを推進するとともに、登録された世界遺産の適切な保全を図るため、理念、規制、補助制度等を規定する総合的な世界遺産特別法の制定を図られたい。

イ 文化財を次世代に良好に継承し広く活用するために、国指定文化財の保存修理や防災施設の設置、耐震診断・耐震補強事業等、史跡等の土地購入や整備事業等、埋蔵文化財の緊急調査等について、所有者等の負担軽減を図り、円滑に実施できるよう、補助率の引上げ及び対象範囲の拡大など、制度及び財源措置の充実を図られたい。

(8) 学校給食、食育の充実

学校給食の充実に対応できるよう、学校及び共同調理場の給食施設整備（調理場に隣接しない配膳室を含む）に対して十分な財源措置を図られたい。

また、子どもたちの健全な食生活の実現、食物アレルギー対応や食育の充実に向け、給食の実施方法や児童生徒数に関わらず、栄養教諭を各校1名配置とするよう制度の拡充を図られたい。

2. グローバルに活躍する人材の育成

英語教育の充実

国は、初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小学校における英語教育の拡充強化、中学校・高等学校における英語教育の高度化など、英語教育の抜本的充実に向け、改革を進めている。

小学校においては、平成30年度より、教員の持ちコマ数軽減と質の高い専科指導を担うための新たな加配措置がなされたが、中学校英語の免許状を有していること等が要件となっており、研修等を通じて指導力を高めたり、外国語

活動の授業実践の経験豊富な小学校教員を活用したりすることができないため、英語の専門性に関する要件の緩和や、小学校教員が英語免許状を取得しやすくする免許制度上の工夫などの改善措置を講じられたい。

また、子どもたちが国際社会で通用する英語力やコミュニケーション力を身に付けるためには、小中高等学校における英語教育の充実が必要であることから、教員及び児童生徒の外部検定受検に対する予算措置や、教員に対する指導方法等の研修、小学校外国語教育を推進する教員の加配措置の拡充や支援人材等の配置など、英語教育の推進にかかる施策に必要な財源措置を講じられたい。

3. 家庭の経済状況や地理的条件への対応

(1) 私学助成の拡充

全ての高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、就学支援金制度を拡充し、私立高校生等の授業料負担のさらなる軽減を図られたい。

また、自由な学校選択の機会を保障できるよう、都道府県が独自に実施する授業料支援事業に必要な財政措置を講じられたい。

さらに、高等学校専攻科の生徒への修学支援制度については、全額国庫負担により実施されたい。

(2) 就学援助制度の充実

教育の機会均等の精神に基づき、すべての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう実施されている就学援助制度について、市町村において必要な援助を行えるよう、国庫補助金等の充実により、十分な財源措置を図られたい。

また、要綱上対象とされている小学校就学前の児童のほかに、中学校夜間学級生徒及び学齢期を超えた帰国・渡日生徒も本制度の対象となるよう、制度を拡充されたい。

(3) 私立中学校等修学支援実証事業の充実

私立小中学校の児童生徒に対する経済的な支援策について、国において実施する実証事業の結果を踏まえ、幅広く検討を行い、恒久的な制度化及び充実を図ること。また、実証事業の調査結果を都道府県にフィードバックされたい。

さらに、補助対象要件や調査票の簡素化により、保護者及び学校の負担を軽減するとともに、対象者の申請漏れがないよう、十分な周知期間を確保するため、事業募集の開始時期の早期化を図られたい。

(4) 就学支援金制度の見直し

高等学校等就学支援金制度については、高校生等の修学機会の確保のため、原級留置等により修業年限を超過しても退学せず学び続けようとする生徒も対象となるよう制度を拡充されたい。

(5) 高校生等奨学給付金制度の見直し

高校生等奨学給付金制度については、県費負担教職員制度の見直しによる指定都市への税源移譲に伴い、指定都市においては、税計算上の端数処理の関係から、税源移譲前は市町村民税所得割が非課税で奨学給付金の対象であった生徒の一部が、課税されることによって対象外となり、指定都市とその他の市町村で取扱いに差が生じている。

については、本年度中、従前どおり税源移譲前の税率による市町村民税所得割額を判定基準とするなど、指定都市とその他の市町村で奨学給付金支給の取扱いに差が生じることのないよう、救済策を講じられたい。また、来年度に向け速やかに所得要件の判定基準を見直されることにより本問題を解消されたい。

また、令和2年度の特例的な措置として、家庭でのオンライン学習に係る通信費相当額が追加支給されるが、次年度以降も引き続き実施するとともに、全額国庫負担で措置されたい。

(6) 奨学施策の充実

「高等教育の修学支援新制度」の授業料等の減免制度と給付型奨学金の支給については、多くの学生に対して支援されるようにさらなる拡充、採用方法の改善等を図られたい。

また、独立行政法人日本学生支援機構が実施する第一種（無利子）奨学金についても貸付枠を一層拡充するとともに、第一種奨学金に適用されている所得連動返還型奨学金制度を第二種奨学金にも適用するなど、制度の充実を図られたい。

(7) 高等教育の修学支援新制度（高等教育無償化）の推進

高等教育の修学支援新制度については、令和2年度より制度運用が開始されたが、都道府県が専門学校に対して補助金を交付するにあたっては、対象生徒の個々の認定状況に関する情報が不可欠であるにもかかわらず提供されていないことから、都道府県に対して必要な情報が提供されるよう制度運用の改善を早急に図られたい。

また、事務処理体制整備にかかる補助については令和2年度までの措置となっているが、機関要件の確認、及び授業料等減免補助の円滑な執行のため、令和3年度以降も引き続き必要な財源措置を講じられたい。

(8) 生活困窮家庭を中心とした学習支援施策の充実

この間の国調査により、家庭所得等の経済的背景と子どもの学力には高い相関関係が見られるという結果が示され、また、大阪府が平成28年度に実施した「子どもの生活に関する実態調査」からも、困窮している世帯ほど、子どもが安心して学習に取り組むことができる教育環境が整っていないことが明らかとなっている。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育の機会均等を図ることは極めて重要であることから、学校という場を介して、生活困窮家庭の子どもに対し学習支援や進路相談等、きめ細かな支援を行うため、就学援助率の高い学校への加配教員や指導に携わる人材等の配置・充実などに必要な財源措置を講じられたい。

4. 多様なニーズに対応した教育機会の提供

(1) 支援を必要とする幼児児童生徒の教育環境の充実

障がいのある幼児児童生徒の教育的ニーズの多様化等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に向けた教育環境の充実のため、以下の措置を講じられたい。

ア 本人・保護者の個々の教育的ニーズに沿い、介助や訓練、医療的ケア等に対応するための多様な人材や専門家の配置が可能となるよう、市町村が介助職員や看護師等を雇用するための財源措置を一層進められたい。

また、小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数が年々増加し、障がいの状況が多様化していることから、障がいの状況に応じたきめ細やかな指導・支援の充実を図るため、特別支援学級編制基準の改善と、特別支援教育コーディネーターの定数措置を講じるとともに、交流及び共同学習の指導充実に必要な財源措置を講じられたい。

加えて、通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童生徒の状況やニーズを踏まえ、通級指導教室の基礎定数化を確実に実施されたい。

イ 幼児児童生徒が必要とする医療的ケアの内容が高度化、複雑化しており、その半数程度が教員では対応できない高度な医療的ケアとなっている現状

から、幼児児童生徒の登校、学習保障のためには、学校看護師の常駐が必要不可欠となっている。

また、自立活動、職業教育等の専門的技能を有する人材についても、定数での配置が重要であるため、看護師、PT（理学療法士）、OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）等の専門職種について、標準法による定数措置を講じられたい。

加えて、特別支援学校が、地域の特別支援教育体制の確立に向けた取組みを積極的に支援するため、その核となる特別支援教育コーディネーターについても、標準法による定数措置を講じられたい。

ウ 「学校における医療的ケアの今後の対応について（平成31年3月文科省通知）」において、登下校中に医療的ケアが必要な児童生徒について、専用通学車両（看護師等同乗）による登下校の可能性をできるだけ追求することが示された。

大阪府においても、令和元年度から「医療的ケア通学支援事業」を開始したところであるが、同事業の充実に向け、看護師の配置にかかる国の補助率を引き上げる等、更なる財政措置を講じられたい。

エ 特別支援学校における通学バスについて、その運行実態に見合った適切な財源措置を講じられたい。

オ 自立支援推進校をはじめ高等学校で学ぶ障がいのある生徒の教育環境について、必要となる施設設備の改修や人的配置など適切な財源措置を講じられたい。

また、高等学校及び中等教育学校後期課程における特別支援学級設置について、学校教育法施行規則や公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律などの法的整備を行い、必要な財源措置を講じられたい。

(2) 日本語指導が必要な帰国・渡日児童生徒支援施策の充実

大阪府では、日本語指導を要する帰国・渡日児童生徒が増加している。令和元年度には、府の独自調査において、対象児童生徒数が小中学校で2,800人を超え、府立高校においても約380人が在籍しており、加配教員の配置や巡回指導、教員向け研修の実施等により対応しているが、支援が十分とは言えない状況である。

平成29年度より10年間で加配教員を基礎定数化することとされたが、対象児童生徒18名に対し教員1名の配置では、少数散在化、多言語化の進む現状に対応するには不十分であることから、日本語指導加配教員等の増員配置に必

要な財源措置を講じられたい。

5. 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等

チームとしての学校指導体制支援の推進

学校が抱える課題がより複雑化・多様化している中、生徒指導上の課題や特別支援教育の充実などの課題に対応するとともに、学校における働き方改革を進めるためには、学校や教員が多様な専門性や経験を持つ人材と連携し、チームとして対応していくことが肝要であることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員等について、標準法による定数措置を講じられたい。特に学級担任制である小学校において、日常的に子どもと複数の教員等が見守り指導する体制がとれるように、補助率の引上げ等、財政上の措置等を講じられたい。

また、いじめを含め児童生徒が抱える様々な問題の深刻化を未然に防止するため、SNS等を活用した相談体制の構築にかかる財政措置の維持・拡充を図られたい。

さらに、いじめや虐待対応等、学校の教育活動に関する法的な観点からのアドバイスや、児童生徒へのいじめ防止教育等を行うスクールロイヤーの継続的な活用のために必要な財政措置を講じられたい。

加えて、学校と地域の連携の推進を担当する地域連携担当教職員（仮称）を、標準的な職として法令上位置づけられたい。

本年度の「補習等のための指導員等派遣事業」は、国のコロナ対応により追加配当が実施されたものの、年度当初は交付申請額を大きく下回る内示により事業実施に大きな支障が生じたため、次年度における十分な予算確保を図られたい。

また、中学校夜間学級においては、生徒個別のニーズが多岐にわたっており、広く学校運営に関して、中学校夜間学級として独自の位置づけが可能となるよう関連法令、制度等の整備を講じられたい。

6. ICT利活用のための基盤の整備等

ICT環境の整備等

児童生徒の情報活用能力の育成に向け、2018年度からの「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」で示された整備方針とともに、「GIGAスクール構想の実現」による整備を受け、学校がICTを効果的に活用した教育を推進できるよう、ICT環境整備に必要な財源措置の拡充を講じられたい。加え

て、整備した端末の保守等のランニングコスト及び通信費について、毎年度財政措置されたい。

また、個別最適化された学びを実現するために、希望する学校すべてにICT支援員を配置すること等が必要であり、それらを実施する上で必要な財政措置を講じられたい。

7. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全の確保

(1) 児童生徒の生命・安全に関わる事業の拡充

アスベストの対策工事は、児童生徒の生命・安全に関わるものであり、早急に着手すべきであることから、小中学校、特別支援学校に対しては補助要件を緩和するとともに、高等学校に対する財政支援措置の拡充を関係省庁に求め、対策基準の明確化など技術的観点からも支援されたい。

また、学校施設の維持管理点検が災害対応等を考慮し強化されていることに伴って、今後、経年劣化等の老朽化への対応にかかる地方負担の増加が見込まれることから、必要な財源措置を講じられたい。

加えて、学校現場において需要の高い空調更新等をはじめとする、公立学校施設整備に関して必要な財源措置を講じられたい。また、事業下限額の引下げ等の補助要件の緩和及び補助単価・補助率の引上げを図られたい。

(2) 自然災害にかかる学校施設の安全確保

平成30年の大阪府北部を震源とする地震や台風21号により、ブロック塀が倒壊するなど学校施設に深刻な被害が発生し、学校施設のさらなる安全確保が緊急の課題となっている。

このような状況を踏まえ、安全を確保する観点から、ブロック塀の撤去等をはじめとする学校施設の防災機能強化のための補助事業の補助要件の緩和、補助率の引上げを図るとともに、公立高等学校及び私立学校園も補助対象に加えられたい。

加えて、施設の安全点検に要する経費に対する助成を新設するなど、早期に格段の財政支援を行われたい。

(3) 学校及び通学路等における安全管理体制の充実

近年、学校への不審者の侵入や登下校時の交通事故など、児童生徒の安全・安心な学校生活を脅かす事件が後を絶たない状況にあることから、学校や通学

路における安全確保のための人的措置や防犯関連機器・設備の設置など、安全確保対策に必要な財源措置を講じられたい。

特に、学校・家庭・地域の連携協力推進事業における地域ぐるみの学校安全体制の整備にかかる事業補助については、交付申請額を下回る内示により事業実施に支障が生じていることから、申請額どおりの補助金の執行、及び次年度における十分な予算確保を図られたい。

また、特別支援学校への警備員等の配置並びに防犯関連機器及び設備の設置等に対し、必要な財源措置を講じられたい。

8. 現場重視の学校運営・地方教育行政の改革

県費負担教職員にかかる権限の市町村への移譲

大阪府では、地方分権をより一層推進する観点から、条例による事務処理の特例制度を活用し、小中学校の教職員の人事権を豊能地区3市2町へ移譲しているところである。

県費負担職員の給与等の負担、任命権、定数の決定及び学級編制基準の決定については、任命権にかかる条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施するとされているところであるが、中核市等への権限移譲については、市町村がより主体的に義務教育を実施することができるよう、適切に検討を進められたい。